

鹿児島県災害時小児周産期リエゾン委嘱者一覧

参考資料 3

R7.1現在（R6委嘱予定者含む）

診療科	所属	氏名	研修 受講年度
産科	鹿児島市立病院	前田 隆嗣	R 2
		橋本 崇史	R 2
		戸田 薫	R 3
	鹿児島大学病院	濱田 朋紀	R 6
	済生会川内病院	松尾 隆志	R 1
		永野 大河	R 3
	県立大島病院	師玉 智美	R 4
新生児科	鹿児島市立病院	徳久 琢也	H 2 9
		内藤 喜樹	R 2
		平川 英司	H 2 8
		山本 将功	R 3
		屋良 朝太郎	R 3
小児科	鹿児島市立病院	加藤 嘉一	R 3
	鹿児島大学病院	中江 広治	R 1
		三浦 希和子	R 2
		下村 育史	R 2
	らららこどもクリニック（在宅関係）	渡邊 健二	R 5
	県立薩南病院	松永 愛香	R 3
	南九州病院	米衛 ちひろ	R 5
	鹿屋医療センター	山遠 剛	R 5
	種子島医療センター	塩川 直宏	R 4
小児外科	鹿児島大学病院	川野 孝文	R 6
コメディカル	鹿児島市立病院	松本 美千代（助）	R 5
	済生会川内病院	臼木 結子（助）	R 6
	鹿屋医療センター	小森 彩香（看）	R 6

※ 敬称略

産科	7名
新生児科	5名
小児科	9名
小児外科	1名
コメディカル（看護師・助産師等）	3名
計	25名

鹿児島県災害時小児周産期リエゾン参集順位

令和6年4月1日 現在

	産婦人科分野	新生児科分野	小児科分野
第1班	戸田 薫	平川 英司	三浦 希和子
	鹿児島市立病院	鹿児島市立病院	鹿児島大学病院
第2班	橋本 崇史	屋良 朝太郎	下村 育史
	鹿児島市立病院	鹿児島市立病院	鹿児島大学病院
第3班	前田 隆嗣	内藤 喜樹	中江 広治
	鹿児島市立病院	鹿児島市立病院	鹿児島大学病院

※ 場合によっては、上記以外のリエゾンについて非被災地から速やかな参集を行う。

※ リエゾンを招集すべき有事の際には、招集する班の必要な分野それぞれのリエゾンに対し、子育て支援課から連絡する。

※ 班交代の際には、勤務しているリエゾンが各分野ごとに次の班のリエゾンへ連絡する。

鹿児島県災害時小児周産期リエゾン運用計画

第1 位置づけ

この計画は、鹿児島県災害時小児周産期リエゾン設置要綱に基づき、県子育て支援課（以下、「県」という。）が設置した鹿児島県災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）に関し、基本的な事項について定める。

第2 参集基準等

1 参集基準

（1）本県が被災した場合

県は、原則として、災害対策本部保健福祉対策部において保健医療調整本部（以下、「調整本部」という。）が設置された場合、鹿児島県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）との協議を踏まえ、必要と判断したときに、リエゾンに参集を要請する。

（2）他の都道府県が被災し、支援等の要請があった場合

県は、被災地のリエゾン等を介して、搬送受入や診療に係る医療従事者の支援等の要請があった場合には、コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断したときに、リエゾンに参集を要請する。

2 参集場所及び活動場所

（1）県内の場合

原則として、調整本部が設置される鹿児島県庁行政庁舎

（2）県外の場合

被災地に設置される調整本部等

3 参集順位

リエゾンの参集順位については、県が管理する名簿の中からリエゾン等と協議の上、別に定めるものとする。

なお、災害の規模、内容及びリエゾンの専門領域に応じて、複数のリエゾンに対して参集を要請できる。

4 勤務時間

リエゾンの勤務時間は、原則、最大10時間交代制とする。

第3 所属医療機関との派遣協定

県は、リエゾンの参集要請に当たり、活動内容や身分保障等についてリエゾンの所属機関と協定を締結する。

第4 活動内容

1 県内における活動

■ 平時

(1) 小児・周産期医療提供体制の構築

- ① リエゾンは、日常の業務を通じて、県内の関係機関との連携体制の構築に努めるとともに、必要に応じて関係機関の災害対策について助言を行う。
- ② リエゾンは、平時からリエゾングループ情報共有ツールや全国のリエゾンメーリングリスト等を活用し、災害時の連絡網を構築しておく。
- ③ 県は、本運用計画等について、災害医療関係者と協議の上、定期的に必要な見直しを行うとともに、リエゾンの活動に必要な体制を確保する。

(2) 研修、訓練等の実施

- ① 県は、厚生労働省の実施する研修及び県が実施する研修、訓練等を通じて、リエゾンの養成並びにリエゾンの知識及び技能の向上に努める。
- ② リエゾンは、県が実施する災害に関する研修、訓練（訓練の企画及び検証を含む。）に参加するとともに、円滑な実施に協力する。

■ 発災時

(1) 初動

- ① リエゾンは、調整本部内でリエゾン活動の準備を進める。
- ② リエゾンは、P E A C EやE M I S等を活用して、県内の分娩取扱医療機関（周産期母子医療センター等を含む。）、妊婦健診取扱医療機関、助産所、小児科を有する医療機関等（以下、「医療機関等」という。）の被災状況に関する情報を収集する。

【調整本部において収集すべき情報】

- 医療機関等の被災状況及び復旧状況
- 医療機関等における保健医療ニーズ等
 - ・ 支援を要する妊産婦や子ども等の状況

- ・ 災害時に新たに必要となった保健医療ニーズ等（ライフライン、調整粉乳等、医薬品、医療機器、医療ガス等を含む。）
- 保健医療活動チームの活動状況
- その他、保健医療活動を効率的・効果的に行うために必要な情報（保育器を用いた搬送が可能な救急用の自動車、ヘリ等の情報を含む。）

（２）組織体制の構築

- ① リエゾンは、県が、調整本部に参画することが望ましいと考えられる関係者や関係機関等について検討するに当たり、コーディネーターとともに、助言を行う。
- ② リエゾンは、調整本部において、時間の経過に伴う保健医療ニーズの変化等について、保健所、市町村、保健医療活動チーム、その他の保健医療活動に係る関係機関と情報共有を行うに当たり、コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

（３）情報の分析と対応策の立案

- ① リエゾンは、必要に応じて、調整本部に参集していないリエゾンから、被災地における情報収集を行い、調整本部で共有するものとする。
- ② リエゾンは、日本産科婦人科学会等からの情報、調整本部が収集した県内の情報を基に、コーディネーターの総合的な指示の下、小児・周産期医療に関する支援策の立案、県内での妊産婦・新生児・子どもの医療機関への受入・搬送調整を行う。

※ 調整本部は、リエゾンが日本産科婦人科学会や新生児医療連絡会等との調整結果をもとに立案した支援策や県外受入等の支援要請を、状況に応じて国又は他の都道府県に要請する。

（４）派遣等の調整

- ① リエゾンは、県内で受入が困難な妊産婦や子ども等については、他県のリエゾン等を通じて、県外での受入医療機関の確保を行う。
- ② リエゾンは、妊産婦や子ども等の搬送について、地域医療搬送や広域医療搬送の要否、緊急度、搬送先、搬送手段等の情報を収集又は整理するに当たり、コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
- ③ リエゾンは、県外へ妊産婦等を搬送するに当たり、必要に応じて搬送先都道府県のリエゾン等と連携を図る。

（５）記録の作成・保存・共有

- ① リエゾンは、立案した支援策を、コーディネーターや関係機関に速やかに報告する。

- ② リエゾンは、自身の活動について、時間経過に沿った記録を作成及び保存し、調整本部に報告する。

(6) 被災地域の状況の変化に応じた支援活動

- ① リエゾンは、日本産科婦人科学会等からの支援が決まった場合は、医療ニーズとのマッチングを行った上で、調整本部等と支援を受け入れるための調整を行う。
- ② リエゾンは、コーディネーター及び関係機関と小児・周産期医療支援に関する情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議し、実施する。
- ③ 県は、リエゾンの健康管理に留意し、リエゾンが業務を交代できる体制を確保する。
- ④ 県は、リエゾンが他のリエゾンへ業務を引き継ぐに当たり、引継に十分な期間を確保し、調整本部の活動が円滑に継続されるよう努める。

(7) 活動の縮小および終了

- ① リエゾンは、県内の医療機関等の復旧状況を踏まえ、保健医療活動チームの段階的な活動縮小及び活動終了について検討するに当たり、コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
- ② 県は、小児・周産期医療提供体制等の確保に係る業務を、県の職員等により実施することが可能と判断する時点の一つの目安として、リエゾンの活動の終了を決定する。
- ③ 県は、リエゾンの活動とコーディネーターの活動を同時に終了させる必要はなく、それぞれの役割を踏まえて、適切な時期に活動の終了を決定する。

2 県外における活動

リエゾンが他都道府県からの要請に応じて参集する場合は、被災地におけるリエゾンの受入に係る体制の中で活動するものとする。

第5 養成方針

南海トラフ地震のような大規模な災害に対する備えが必要であることから、小児科・産科医療圏毎に各領域のリエゾン（産科医，小児科医，新生児科医，看護師・助産師等）を最低1人ずつ配置していくこととする。

鹿児島県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定

鹿児島県（以下「甲」という。）と鹿児島県災害時小児周産期リエゾン所属機関（以下「乙」という。）とは、鹿児島県災害時小児周産期リエゾン運用計画に基づく鹿児島県災害時小児周産期リエゾン（以下、リエゾンという。）の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、鹿児島県内外で災害が発生した場合に、甲からの要請に応じ、乙が行う医師等の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、原則として、県保健医療調整本部が設置された場合であって、災害医療コーディネーター（以下、コーディネーターという。）との協議を踏まえ、必要と判断したときに、乙にリエゾンの派遣を要請するものとする。

2 甲は、被災した他の都道府県のリエゾン等を介して、搬送受入や診療に係る医療従事者の支援等の求めがあった場合であって、コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断したときに、乙にリエゾンの派遣を要請するものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受け、リエゾンの派遣が可能と判断したときは、リエゾンを派遣するものとする。

（業務内容）

第3条 乙が派遣するリエゾンは、甲が指定した場所に出務し、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）災害時小児・周産期医療対策に対する医療の専門的見地からの助言
- （2）被災地等における小児・周産期医療ニーズの情報収集と発信
- （3）小児・周産期患者の搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整
- （4）被災地等への人的支援・物的支援の調整
- （5）避難所における小児及び妊産婦への情報提供及び評価
- （6）その他、災害時の小児・周産期医療に関し必要な事項

2 リエゾンは、乙の職員の身分をもって前項各号に掲げる業務に従事するものとする。

（指揮命令）

第4条 前条第1項各号に掲げる業務に従事するリエゾンに対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（実費弁償等）

第5条 甲の要請に基づき、乙がリエゾンを派遣した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

- （1）派遣に要する経費
- （2）業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(平常時の協力)

第6条 乙は、平常時に、リエゾンが災害に関する研修、訓練等に参加できるよう協力するものとする。

(傷害保険の加入)

第7条 甲は、乙が派遣したリエゾンが第3条に規定する業務に従事したことに伴う事故に対応するため、傷害保険に加入するものとする。

(定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了日の日から起算して1年間この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田 康一

乙

【別添 2】

災害時小児周産期リエゾン活動要領

平成 31 年 2 月 8 日

第 1 概要

1 背景

我が国は、これまで、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等を踏まえ、災害時における医療体制を整備してきた。まず、阪神・淡路大震災を契機に、「災害拠点病院の整備」、「災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team: DMAT）の養成」、「広域災害・救急医療情報システム（Emergency Medical Information System: EMIS）の整備」、「災害医療に係る保健所機能の強化」、「搬送機関との連携」等に取り組んできた。

その後、東日本大震災の経験から、「災害医療等のあり方に関する検討会報告書」（平成 23 年 10 月）を踏まえ、厚生労働省は「災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年 3 月 21 日付け医政発 0321 第 2 号厚生労働省医政局長通知）を発出し、各都道府県に対し、医療チームの派遣調整等のコーディネート機能を十分に発揮できる体制の整備を求めるとともに、平成 26 年度より災害医療コーディネーターの養成を開始した。

また、小児・周産期医療と災害医療との連携の必要性が指摘されたことから、平成 26・27 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「東日本大震災の課題からみた今後の災害医療体制のあり方に関する研究」（研究代表者：小井土雄一）において、災害医療コーディネーターと連携して小児・周産期医療に関する情報収集、関係機関との調整等を担う災害時小児周産期リエゾンを活用した体制について検討が行われた。さらに、「少子化社会対策大綱」（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）においては、地方自治体が、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮した防災知識の普及、訓練の実施、物資の備蓄等を行うとともに、災害から子供を守るための関係機関の連携の強化を図ることを促進することとした。これらを踏まえ、厚生労働省は、平成 28 年度より災害時小児周産期リエゾンの養成を開始した。

さらに、平成 28 年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「平成 28 年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」（平成 28 年 7 月）において、被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する必要があるとされたことを踏まえ、厚生労働省は「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号・医政発 0705 第 4 号・健発 0705 第 6 号・薬生発 0705 第 1 号・障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出し、各都道府県に大規模災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。

本要領は、このような経緯を踏まえ、大規模災害時に、被災地域において適切に保健医療活動の総合調整が行われるよう、災害時小児周産期リエゾンの運用、活動内容等について定めるものである。

2 本要領の位置付け

本要領は、防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に基づき、指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画（地方公共団体間の災害時相互応援協定を含む。）等において、災害時小児周産期リエゾンの運用計画等について記載する際及び都道府県の医療計画等において、災害時小児周産期リエゾンの整備、運用等の災害時の医療に係る項目を記載する際の指針となるものである。

なお、本要領は、災害時小児周産期リエゾンの運用、活動内容等の基本的な事項について定めるものであり、都道府県等の自発的な活動を制限するものではない。

3 用語の定義

(1) 保健医療調整本部

災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療活動の総合調整を行う本部をいう。

（「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号・医政発 0705 第 4 号・健発 0705 第 6 号・薬生発 0705 第 1 号・障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知））

(2) 災害医療コーディネーター

災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部（以下「保健医療調整本部等」という。）において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者をいう。

都道府県の保健医療調整本部に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される者を地域災害医療コーディネーターと呼称する。（以下、特別の記載がない限り、「災害医療コーディネーター」とは「都道府県災害医療コーディネーター」及び「地域災害医療コーディネーター」のいずれも該当するものとする。）

(3) 保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team：DMAT）、日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team：JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。

(4) 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team：DMAT）

災害の発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームをいう。DMAT 事務局、DMAT 都道府県調整本部、DMAT 活動拠点本部等における活動、広域医療搬送、地域医療搬送、病院支

援、現場活動等を主な活動とする。また、各本部における業務のサポート、病院支援、情報収集等のロジスティクスも行う。

(5) ロジスティクス

保健医療活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。
保健医療活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

(6) 災害時健康危機管理支援チーム (Disaster Health Emergency Assistance Team : DHEAT)

災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームをいう。
(「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」(平成 30 年 3 月 20 日付け健発 0320 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知))

(7) 地域防災計画

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、都道府県防災会議において防災基本計画に基づき作成される、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画をいう。

(8) 広域災害・救急医療情報システム(Emergency Medical Information System:EMIS)

全国の災害医療に係る情報を共有し、災害時に、被災地域における迅速かつ適切な医療及び救護に関わる各種情報の集約及び提供を行うものをいう。

(9) 地域医療搬送

被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものも含む。)であり、広域医療搬送以外のものをいう。

災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関から航空搬送拠点臨時医療施設(Staging Care Unit:SCU)への搬送及び被災地域外の SCU から医療機関への搬送を含む。

(10) 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を設置して行う。

4 災害時小児周産期リエゾンとは

災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。

災害時小児周産期リエゾンとは、平常時から当該都道府県における小児・周産期医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

5 運用の基本方針

- (1) 厚生労働省は、平常時に、災害時小児周産期リエゾンの活動要領を策定するとともに、その知識や技能の向上を目的とした研修を実施する。
- (2) 厚生労働省は、都道府県による、災害時小児周産期リエゾンの運用を含む災害時の医療提供体制の整備等について、必要な助言及び支援を行う。
- (3) 都道府県は、平常時に、災害時小児周産期リエゾンの運用計画の策定、災害時小児周産期リエゾン及び災害時小児周産期リエゾンの所属する医療機関等（以下「災害時小児周産期リエゾン所属施設」という。）との協定の締結等を行い、災害時に、災害時小児周産期リエゾンの助言及び支援を受けて保健医療活動の総合調整を行う。
- (4) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの活動について、その労務管理の観点等から、災害の規模等に応じて交代要員を確保し、継続的な対応が可能となるよう配慮する。
- (5) 災害時小児周産期リエゾンの活動は、都道府県と災害時小児周産期リエゾンとの間及び都道府県と災害時小児周産期リエゾン所属施設との間で平常時に締結された協定、都道府県が策定する災害時小児周産期リエゾンの運用計画等に基づくものである。
- (6) 災害時小児周産期リエゾンの活動は、都道府県の招集に基づくものである。
- (7) 災害時小児周産期リエゾン所属施設は、平常時に、災害時小児周産期リエゾンが災害に関する研修、訓練等に参加できるよう協力し、災害時に、都道府県との協定に基づき災害時小児周産期リエゾンを派遣する。

第2 平常時の準備

1 運用に係る計画の策定

- (1) 厚生労働省は、災害時小児周産期リエゾンの業務等について厚生労働省防災業務計画に明示する。
- (2) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの運用計画を策定するとともに、災害時小児周産期リエゾンの業務等について地域防災計画に明示する。
- (3) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの運用計画を策定するに当たり、各都道府県の地域防災会議、災害医療に関する協議会等において検討を行う。
- (4) 災害時小児周産期リエゾンの運用計画には、災害時小児周産期リエゾンの任命状況等を踏まえ、招集基準、招集及び配置の方法、保健医療調整本部における活動等について明記することが望ましい。

2 任命及び協定

- (1) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンを任命し、その活動内容や身分保障等について協定を締結する。協定の締結に当たっては、災害時小児周産期リエゾンに地

方公務員としての身分を付与することが望ましい。

- (2) 都道府県と災害時小児周産期リエゾンとの協定は、以下の事項を含むものとする。
 - ア 災害発生時の招集の方法（招集基準、自主参集基準、招集場所等を含む。）
 - イ 業務（活動場所等を含む。）
 - ウ 活動費用、事故等への補償
 - エ 任期、身分の取扱
- (3) 都道府県は、任命した災害時小児周産期リエゾンの一覧を作成する。
- (4) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの任命に当たり、災害時小児周産期リエゾン所属施設とも十分な協議を行い、必要な事項について災害時小児周産期リエゾン所属施設とも協定を締結する。
- (5) 都道府県と災害時小児周産期リエゾン所属施設との協定は、以下の事項を含むものとする。
 - ア 災害発生時の招集の方法
 - イ 活動費用、事故等への補償
 - ウ 任期、身分の取扱
- (6) 災害時小児周産期リエゾン所属施設は、自施設の業務継続計画、災害対策マニュアル等を策定するに当たり、災害時小児周産期リエゾンを派遣することについて留意する。
- (7) 災害時小児周産期リエゾンは、都道府県との協定を締結した後に、所属施設の変更等が生じた場合は、速やかに都道府県へ届け出る。

3 災害時小児周産期リエゾンの業務

- (1) 災害時小児周産期リエゾンは、当該都道府県の平常時における医療提供体制等を踏まえ、災害時における小児・周産期医療提供体制の構築について、都道府県に対して、平常時から助言を行う。具体的には、平常時に開催される災害医療対策会議等の会議に出席するほか、都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等に当たり、助言を行う。
- (2) 災害時小児周産期リエゾンは、都道府県が関係学会、関係団体又は関係業者（食料、飲料水、調整粉乳等、医薬品、燃料、通信、交通等を含む。）との連携を構築する際にも、助言を行う。

4 研修、訓練等の実施

- (1) 厚生労働省は、災害時小児周産期リエゾンの養成並びに災害時小児周産期リエゾンの知識及び技能の向上を目的として、災害時小児周産期リエゾン養成研修事業等を実施する。
- (2) 都道府県は、厚生労働省の実施する研修及び各都道府県が実施する研修、訓練等を通じて、災害時小児周産期リエゾンの養成並びに災害時小児周産期リエゾンの知識及び技能の向上に努める。
- (3) 都道府県は、災害に関する研修、訓練（訓練の企画及び検証を含む。）に当たり、災害時小児周産期リエゾン所属施設に対して、災害時小児周産期リエゾンの派遣を要請する。

- (4) 災害時小児周産期リエゾン所属施設は、都道府県からの派遣要請を受けた場合、災害時小児周産期リエゾンが災害に関する研修、訓練（訓練の企画及び検証を含む。）等に参加できるよう協力する。
- (5) 災害時小児周産期リエゾンは、都道府県が実施する災害に関する研修、訓練（訓練の企画及び検証を含む。）に参加するとともに、円滑な実施に協力する。

5 EMIS 等の活用のための準備

- (1) 厚生労働省は、都道府県に対し、災害時小児周産期リエゾンが共同で使用するための EMIS の機関コード及びパスワードを付与する。
- (2) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンに対し、災害時小児周産期リエゾンが共同で使用するために厚生労働省から付与された EMIS の機関コード及びパスワードを付与する。
- (3) 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンに対し、EMIS の入力方法等について十分把握できるよう、研修の機会を設ける。
- (4) 小児・周産期医療に関連する学会等は、災害時小児周産期リエゾンが、小児・周産期医療に関する災害情報システムについて理解し、災害時に利用できるよう、必要に応じて協力する。

第3 災害時の活動

1 災害時小児周産期リエゾンの招集、配置、運用

- (1) 被災都道府県は、招集基準に基づき、災害時小児周産期リエゾンの招集を行い、必要に応じて、災害時小児周産期リエゾン所属施設に対し、災害時小児周産期リエゾンの派遣要請を行う。
- (2) 被災都道府県は、都道府県災害対策本部の下に、災害時の保健医療活動の総合調整を行うための保健医療調整本部を設置し、保健医療調整本部に災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- (3) 非被災都道府県は、被災都道府県からの患者の受入れ等の支援を行うに当たり、必要に応じて非被災都道府県の医務主管課等に災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- (4) 被災都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの健康管理に留意し、災害時小児周産期リエゾンが業務を交代できる体制を確保する。
- (5) 被災都道府県は、災害時小児周産期リエゾンが他の災害時小児周産期リエゾンへ業務を引き継ぐに当たり、引き継ぎに十分な期間を確保し、保健医療調整本部の活動が円滑に継続されるよう努める。
- (6) 被災都道府県は、保健医療調整本部において適宜会議を行うこと等を通じて、災害時小児周産期リエゾンの活動状況等について把握し、災害時小児周産期リエゾンの活動縮小及び活動終了についても検討する。この際、必要に応じて保健所、市町村、医療機関その他の関係機関と協議を行う。

2 災害時小児周産期リエゾンの業務

- (1) 組織体制の構築に係る業務

① 保健医療調整本部の組織体制の構築に係る業務

ア 災害時小児周産期リエゾンとは、保健医療調整本部において、医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課等の関係課及び保健所の職員等の関係者が相互に連携して行う、当該保健医療調整本部に係る業務について、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び支援を行う。

イ 災害時小児周産期リエゾンとは、被災都道府県が、保健医療調整本部に参画することが望ましいと考えられる関係者や、連絡及び情報連携を円滑に行うために、保健医療調整本部内に担当者を配置することが望ましい保健医療活動に係る関係機関等について検討するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言を行う。

② 保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部の組織体制の構築に係る業務

災害時小児周産期リエゾンとは、被災都道府県が、保健医療活動の調整等を担う本部を設置することが望ましい保健所又は市町村について検討するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言を行う。

(2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務

① 保健医療調整本部において収集すべき情報

ア 被災都道府県及び圏域ごとの医療機関（周産期母子医療センター、小児救命救急センター等を含む。）、助産所、障害者支援施設、救護所、居宅、薬局等（以下「医療機関等」という。）の被災状況及び復旧状況

イ 被災都道府県及び圏域ごとの医療機関等における保健医療ニーズ等

(ア) 支援を要する患者等の状況（人工呼吸器、透析等の使用状況を含む。）

(イ) 災害時に新たに必要となった保健医療ニーズ等（ライフライン、調整粉乳等、医薬品、医療機器、医療ガス等を含む。）

ウ 保健医療活動チームの活動状況

エ その他保健医療活動を効率的・効果的に行うために必要な情報（保育器を用いた搬送が可能な救急用の自動車、ヘリコプター等の情報を含む。）

② 情報の収集に係る業務

ア 災害時小児周産期リエゾンとは、保健医療調整本部が、保健所、市町村、保健医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チームその他の保健医療活動に係る関係機関（以下「保健医療活動チーム等」という。）から情報を収集するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

イ 災害時小児周産期リエゾンとは、保健医療調整本部が、医療機関等の被災状況及び復旧状況、保健医療活動チームの活動状況等について EMIS 等から情報を収集するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、必要な情報や優先して収集すべき情報等について助言を行い、情報の収集に必要な人員の確保に係る助言及び調整の支援を行う。

③ 情報の分析と対応策の立案に係る業務

ア 災害時小児周産期リエゾンとは、被災都道府県及び圏域ごとの保健医療ニーズと支援体制の状況について、整理又は分析するに当たり、都道府県災害医療コ

ーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

イ 災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部において収集した情報及びその分析結果等を踏まえた対応策等を検討するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

(3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務

① 被災都道府県における受援の調整に係る業務

ア 災害時小児周産期リエゾンは、派遣を要請する保健医療活動チームの具体的なチーム内容、チーム数、配置先等に係る計画について検討するに当たり、保健医療調整本部における活動の初期から、中長期的視点に立って、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

イ 災害時小児周産期リエゾンは、活動している保健医療活動チームの再配置の要否等について検討するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

ウ 災害時小児周産期リエゾンは、他の都道府県、関係学会、関係団体又は関係業者に対して要請する具体的な人的支援及び物的支援に係る計画を検討するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

エ 災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部において、時間の経過に伴う保健医療ニーズの変化等について保健医療活動チーム等と情報共有を行うに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

オ 災害時小児周産期リエゾンは、被災地域における医療機関等の復旧状況を踏まえ、保健医療活動チームの段階的な活動縮小及び活動終了について検討するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

② 人的支援及び物的支援を行う都道府県における支援の調整に係る業務

人的支援及び物的支援を行う都道府県（以下「支援元都道府県」という。）の災害時小児周産期リエゾンは、当該支援元都道府県が被災都道府県に対して、保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援を行うに当たり、当該支援元都道府県の要請に応じて、助言及び調整の支援を行う。

(4) 患者等の搬送の調整に係る業務

① 被災都道府県における患者等の搬送の調整に係る業務

ア 災害時小児周産期リエゾンは、患者等の搬送について、地域医療搬送や広域医療搬送の要否、緊急度、搬送先、搬送手段等の情報を収集又は整理するに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

イ 災害時小児周産期リエゾンは、被災都道府県外へ患者等を搬送するに当たり、必要に応じて搬送先都道府県の災害時小児周産期リエゾン等と連携を図る。

ウ 災害時小児周産期リエゾンは、搬送手段の確保に当たり、航空運用調整班、DMAT

都道府県調整本部（ドクターヘリ調整部を含む。）、厚生労働省、消防機関、搬送手段を保持する他の保健医療活動チームその他の保健医療活動に係る関係機関と連携できるよう、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。

② 搬送先都道府県における患者等の受入れの調整に係る業務

搬送先都道府県の災害時小児周産期リエゾンとは、当該搬送先都道府県が被災都道府県から患者等の受入れを行うに当たり、当該搬送先都道府県の要請に応じて、助言及び調整の支援を行う。

(5) 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務

① 災害時小児周産期リエゾンは、保健医療調整本部において、保健医療活動に係る情報について、時間経過に沿った記録の作成及び保存並びに EMIS 等を用いた共有を行うに当たり、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言を行い、これらの作業に必要な人員の確保に係る助言及び調整の支援を行う。

② 災害時小児周産期リエゾンは、自身の活動について、時間経過に沿った記録を作成及び保存し、保健医療調整本部に報告する。

3 災害時小児周産期リエゾンの活動の終了

(1) 被災都道府県は、当該都道府県における小児・周産期医療提供体制等の確保に係る業務を、当該都道府県の職員等により実施することが可能と判断する時点の一つの目安として、災害時小児周産期リエゾンの活動の終了を決定する。

(2) 被災都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの活動と都道府県災害医療コーディネーターの活動を同時に終了させる必要はなく、それぞれの役割を踏まえて、適切な時期に活動の終了を決定する。

第4 費用の支弁と補償

- 1 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。
- 2 都道府県からの招集又は都道府県により予め策定された自主参集基準に基づかない災害時小児周産期リエゾンの参集について、費用支弁は原則として行わない。